

石川県公報

平成 25 年 1 月 22 日

第 1 2 5 6 3 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		委 託 業 務 に 係 る 企 画 提 案 の 募 集 公 告 (競馬総務課)		3
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	建設業の営業の停止命令の公告 (監理課)		4
青少年に有害な図書等の指定 (同)	1	公安委員会		
公 告		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則		
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	2			5

告 示

石川県告示第18号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年1月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	若奥様と義父 指と舌で昇天	新 日 本 映 像
"	未亡人どもの反乱 喪服でおもてなし	"
"	子宮に捧げる愛の詩 女体拷問研究所の真実	スタジオ・グレート・ホープ
"	野外プレイ 覗きの濡れ場	オ - ピ - 映 画
"	変態性宴 美肉さそい	"
"	巨乳天国 ゆれ揉みソープ	"
"	姉妹相姦 いたずら魔乳	"
"	吉沢明歩 したくてしたくて	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年1月22日

石川県告示第19号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年1月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2013年1月号 (04333-01)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	シティヘブン北陸版 2013年2月号 (04333-02)	"
"	NaiNai プレス北陸 2013年1月号 (06805-01)	電 王 堂 出 版 (株)
"	NaiNai プレス北陸 2013年2月号 (06805-02)	"
隔 月 刊 誌	DOM 2013年2月号 (86663-02)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年1月22日

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年1月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW金沢駅西店

金沢市駅西新町三丁目1201ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数、廃棄物等の保管施設の位置、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成24年9月11日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年1月22日から同年2月22日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター金沢大友店

金沢市副都心北部大友土地区画整理事業地16街区 1 ほか32筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成24年 9 月14日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

自動車騒音等について、騒音レベルの最大値が複数の地点で基準値を超過している。現況では近隣に住宅がないため、影響はないが、将来住宅等が建設された場合は、対象住民と協議の上、速やかに対策を講じること。また、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年 1 月22日から同年 2 月22日まで

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成25年 1 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成25年度金沢競馬販売促進事業に係る実施計画作成業務

(2) 業務の内容

平成25年度金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るため、効果的かつ効率的に広告媒体を活用し、及びイベント、ファンサービス等を実施する金沢競馬販売促進事業に係る実施計画作成業務

(3) 履行期限

平成25年 3 月22日

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告及びイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも 1 者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている団体等でないこと。

カ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。以下同じ。)である者

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告媒体の効果的な活用

エ イベント及びファンサービスの効果的な活用

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920 - 3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 (076) 258 - 5761 F A X 番号 (076) 258 - 4291

(2) 交付期間

平成25年1月22日(火)から同年2月12日(火)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

〒920 - 3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 (076) 258 - 5761 F A X 番号 (076) 258 - 4291

(2) 提出期限

平成25年3月4日(月)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、平成25年3月中旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、県と当該企画提案の提案者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、実施計画を策定するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成25年2月12日(火)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、F A X又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成25年1月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 処分をした年月日 平成25年 1月16日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1) 商号 有限会社 完全工業
 - (2) 代表者の氏名 福江 武裕
 - (3) 主たる営業所の所在地 金沢市玉鉾 2 丁目23番地
 - (4) 許可番号 石川県知事許可 (般 - 23) 第17403号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第 3 項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全て
 - (2) 期間 平成25年 1月29日から同月31日までの 3 日間
- 4 処分の原因となった事実

2 の処分を受けた者及びその実質的経営者は、消費税及び地方消費税の譲渡割を免れようと企て、虚偽の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、正規の消費税及び地方消費税と申告税額との差額を免れたとして、平成24年 2月29日に金沢地方検察庁から起訴され、同年11月14日に金沢地方裁判所から同社は罰金1,900万円、同社の実質的経営者は懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年の判決を受け、同月29日、この判決が確定した。

このことは、建設業法第28条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

公 安 委 員 会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月二十二日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する石川県公安委員会の事務の石川県警察本部長への委任等に関する規則 (平成四年石川県公安委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに法第十五条第一項」を「法第十二条の四第二項の規定による拒否 (緊急の必要がある場合におけるものに限る。) に関する事務、法第十五条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。)」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務」を加える。

第二条中「及び第三十条の三」を「第三十条の三、第三十条の七第一項及び第三十条の十第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

